

# 監事監査報告書

令和2年5月21日

社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

理事長 紺野 喜一郎 様

監事 佐藤 清二

監事 岡田 孝雄



私たち監事は、令和2年5月20日に平成31年4月から令和2年3月31日までの平成31年度法人5事業所の決算に係る施設会計、決算書類及び付属明細書、令和2年3月31日付け預金残高証明書について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告します。

## 1. 監査の方法及び内容

各監事は、理事及び関係職員等の意思疎通を図り、その他の関係会議等に出席をし、理事及び関係職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決算に係る関係書類を閲覧し、重要な財産の状況を調査しました。

当該年度決算に係る事業報告等（その付属明細書）についての内容確認をしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の確認調査を行い、当該年度会計決算に係る収支計算書（決算書類及び付属明細書）及び財産目録、固定資産台帳についても確認をしました。

また、寺田税理士事務所による決算に係る実施報告書を閲覧し内容確認をした。

## 2. 監事意見

### ① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び規程に従い、特に問題等もなく正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務等の執行に関する行為等については、定款及び細則に違反する重大な事実は認められません。

### ② 決算書関係書類及び財産目録の監査結果

決算書関係書類及び財産目録、固定資産台帳については、法人の財産、収支及び資産の増減の状況全ての重要な点において適切に示しているものと認めます。

また、寺田税理士事務所作成の決算に係る実施報告書を確認し、明瞭適切に示されていることを認めます。

③ 法人事業所の令和2年3月31日付け預金通帳及び預金残高証明書を確認し、全て適正に示しているものと認めます。

# 監査報告書

令和2年6月22日

社会福祉法人 小樽四ツ葉学園  
理事長 紺野 喜一郎 殿

監事 佐藤 清二  
監事 岡田 孝雄



私たち監事は、令和2年6月16日17日に令和2年4月から令和2年6月直近までの令和2年度の法人本部、労務関係、施設会計、利用者会計、事業実施に伴う業者決定等について監査をおこないました。その方法及び結果について、つぎのとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及び内容

各監事は、理事及び関係職員等と意思疎通を図り、理事会その他の会議に出席し、理事及び関係職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、特にコロナ関係で理事会・評議員会の書面議決に関する確認など重要な関係書類、労務関係諸届、施設会計、利用者会計、業者決定契約書等の状況などの確認調査をした。

また、決算後の法務局へ資産変更届提出書類状況を確認調査しました。

## 2. 監査意見

### 1 施設会計等の監査結果

- 一 月試算書、小口現金、伝票、問題等もなく正しく示しているものと認めます。
- 二 毎月の税理士報告書の確認でも経理規程に違反する重大な事実は認められません。

### 2 利用者会計の監査結果

利用者個人の預金通帳、支払い領収書、各自の元帳との照合問題等もなく正しく示し整理記載されているものと認めます。

3 事業計画に係る業者選定について、経理規程に準じ決定し契約書及び決定書等において適正に示しているものと認めます

4 職員等の時間外、年休、介護休業等の届出整理も適正に処理しているものと認めます。

5 決算後の法務局への資産総額変更届の内容について適切である事を確認しました。

6 理事会・評議員会の書面による議決について、議案提案及び同意書又は議事録及び関係書類等、適切に定款準則に準じ示し問題なく処理されている事を認めます。

# 監事監査報告書

令和2年9月30日

社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

理事長 紺野 喜一郎 様

監事 佐藤 清二

監事 岡田 孝雄



私たち監事は、令和2年9月29・30日に令和2年7月から令和2年9月直近までの5事業所の施設会計、障害施設預り金関係、法人本部、保育所定員関係書類、保育所運営指導内容について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告します。

## 1. 監査の方法及び内容

各監事は、理事及び関係職員等の意思疎通を図り、その他の関係会議等に出席をし、理事及び関係職員等からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求め、関係書類を閲覧し状況を調査しました。また、当該年度決算に係る各理事同意書についての内容確認をしました。

さらに、施設会計通帳及び伝票、小口現金又はこれに関する資料の確認調査を行い、施設会計試算表の確認、保育所定員減協議書、保育所運営指導の結果についても確認をしました。

また、寺田税理士事務所による毎月に係る実施報告書の内容確認をした。

## 2. 監事意見

### (ア) 施設会計等の監査結果

- 一 施設会計等は、法令及び規程に従い、問題等もなく正しく示しているものと認めます。
- 二 預金通帳及び小口現金の領収書の確認し、問題なく正しく処理されていると認めます。
- 三 毎月の試算表の確認し、会計事務所が毎月定例に確認し、正しく処理されていることを認めます。
- 四 寺田税理士事務所の月例の実施報告書を確認し、明瞭適切に示されていることを認めます。

### (イ) 保育所定員減協議書の監査結果

理事会議決した協議書について、小樽市に提出している事を確認し問題なく提出されていることを認めます。

### (ウ) 保育所の運営指導結果についての監事結果

保育所給与規程で特殊業務手当の金額を一部変更について理事会議決が必要である事を認めます。次回の理事会にて承認が必要であると認めます。

### (エ) 利用者会計の監査結果

利用者個人の預金通帳、支払い領収書、各自の元帳との照合問題等もなく正しく示し整理記載されているものと認めます。

# 監事監査報告書

令和2年12月23日

社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

理事長 岩田利康様

監事 佐藤 清二

監事 岡田 孝雄



私たち監事は、令和2年12月22・23日に令和2年10月から令和2年12月直近までの5事業所に係る施設会計の一次補正内容、事業計画実施及び工事関係書類、利用者預り金会計、保育所収支関係、法人本部理事長後任に伴う理事会議事録及び重任登記等に令和2年12月23日付について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告します。

## 1. 監査の方法及び内容

各監事は、理事及施設長、関係職員等の意思疎通を図り、その他の関係会議等に出席をし、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、一次補正予算に係る予算書について5事業所の施設会計の収支状況を調査確認しました。当該年度事業計画実施についても確認をしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の確認調査を行い、収支計算確認をしました。

また、寺田税理士事務所による決算に係る実施報告書を閲覧し内容確認をしました。

法人役員の変更等について、理事会、評議員会の開催に伴う議案内容及び議事録の確認及び理事長の変更に伴う関係書類についての内容確認をしました。

## 2. 監事意見

### (ア) 事業報告等の監査結果

事業計画実施等は、当初計画通り特に問題等もなく正しく実施していることを認めます。

### (イ) 一次補正予算関係書類及監査結果

各施設会計の当初予算に対し半期の実績を踏まえ収支状況の見直しにおいて適切に示しているものと認めます。

また、寺田税理士事務所作成の月次報告確認し、明瞭適切に示されていることを認めます。

### (ウ) 預り金会計各個人預金通帳及び元帳を確認し、全て適正に示しているものと認めます。

(エ) 法人役員の理事欠員補充及び理事長の選任についての関係書類について、議事録に明確に記載され、理事の欠員の補充で評議員会の承認記録の議事録等についても適切に事務処理されているものと認めます。

また、理事長変更の届及び重任登記に伴う提出関係書類についても適切であるものと認めます。

(オ) 令和3年4月1日より中央保育所の20名定員減について承認通知を確認したことを認めます。

## 監事監査報告書

令和3年3月18日

社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

理事長 岩田 利康 様

監事 佐藤 清二

監事 岡田 孝雄



私たち監事は、令和3年3月16日17日に令和2年12月から令和3年3月直近までの令和2年度の労務関係、施設会計、利用者会計、事業計画状況、研修会等について監査をおこないました。その方法及び結果について、つぎのとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及び内容

各監事は、施設長及び関係職員等と意思疎通を図り、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な労務に係る関係書類を閲覧し、会計及び給与規程、研修状況、事業計画完了状況を調査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の確認調査を行い、当該会計年度に係る試算書関係書類について確認いたしました。また、税理士事務所の月報も確認しました。利用者預り金会計元帳及び預金通帳、定期預金、領収書関係書類の確認実施をしました。

### 2. 監査意見

#### ①施設会計等の監査結果

- 一 試算書及び関係書類等は、法令及び規程に従い、特に問題等もなく正しく示しているものと認めます。
- 二 保育所給与規程で特殊業務手当の金額を一部変更した事を確認し実施した事を認めます。
- 三 経理規程の細則改訂が必要で、年度内に税理士との打ち合わせを行なうことを認めます。
- 四 法人の財産、收支及び資産の増減の状況を全て適正に示しているものと認めます。

#### ②利用者預り金の監査結果

利用者元帳及び個人通帳、定期預金、領収書関係の全て適正に示しているものと認めます。

#### ③労務関係の結果

各事業所の来年度3・6協定を労働基準監督署へ提出関係書類を確認する。

年次休暇整理簿の確認及び来年度の年休消化5日付与の対応を確認するが、施設により異なりがあるが9割以上は消化されているが目標10割を目指すことを認めます。

#### ④ 事業計画の結果

各事業所について、令和2年度の事業計画実施内容について適切に実施されていることを認めます。

#### ⑤ 研修会参加報告書の結果

研修会参加はコロナウィルス感染症より、参加を控えている事を確認した。